

高度化法の中間目標について

資源エネルギー庁 2021年11月29日

はじめに

- 本年第47回から第58回に至る本作業部会においては、非化石価値取引市場の見直 しに伴う再工ネ価値取引市場および高度化法義務達成市場の制度設計に関し、ご議 論を頂き、各市場について一定の整理を頂いた。
- 今回高度化法義務達成市場においては、高度化法に係る2022年度の中間目標値の考え方や、第一フェーズ(2020年度~2022年度)における中間評価の方法、また中間目標における高度化法での共同の達成の取り組みなどについてご議論を頂きたい。

1.2022年度の中間目標値の考え方について

- 2. 第一フェーズにおける中間目標の評価方法について
- 3. 中間評価における共同達成について

2022年度の中間目標値の考え方について

- 今年度の非化石価値取引制度の見直しに伴い、2021年度の中間目標については、 非FIT証書における外部(市場又は相対)の調達比率を定めることにより、新たな目標値を設定した。
- 2022年度の中間目標値を検討するにあたっても、まずは前回と同様の考え方を踏襲することを前提に、当該年度の証書の需給の検証を行った。
- 証書の需給においては、2022年度に考慮すべき特有の事項も考えられうるが、そうした点についてもご意見を頂きながら、新たな目標の設定に対する考え方について、今後検討を進めてまいりたい。

2022年度の中間目標値の設定に向けた非FIT証書の需給の検証

検証における前提

利用した基本データ

2021年度の目標値の見直しにおいても利用した直近の2021年度供給計画とりまとめにおける、2022年度の全国大での非化石電源からの想定供給電力量および需要想定量を利用した。

● 証書の供出量

上記の供給計画の水力、原子力、太陽光、風力、地熱、バイオマス、廃棄物の供給電力量から、各社の内部取引量およびFIT発電量相当を控除した量を供出量とした。

● 内部取引量

第51回の本作業部会でもご紹介の通り、グランドファザリング(GF)設定基準年(2018年度) における全国平均の非化石電源比率または各報告対象事業者の非化石電源比率を用いて、内部取引量を算定した。

● FIT発電量相当について

2021年度の年間買取実績を推計*

*2021年度の第一四半期の買取実績を基に推計。

【参考】21年度の証書供給量と需要量の推計

第51回 制度検討作業部会 (2021年5月26日) 資料3より抜粋

前回の本作業部会における試算で利用した供給計画から一部更新されたデータを基に、 FIT想定分や内部取引量を控除した後の証書の供給想定量を試算した。また、証書の 需要量の想定についても外部調達必要率に応じて試算した。

21年度の証書供給総量(推計)

単位:億kWh

| 証書供給想定量※1 (A) | Aより内部取引量 (推計) 反映後 (B)※2 | FIT想定量 (C)※3 | 証書供出量 (D=B-C) |
|------------------|-------------------------------|-----------------|------------------|
| 約2,400 | 約1,770 | 約1,020 | <u>約750</u> |

^{※1 2021}年度供給計画取りまとめから一部更新。

21年度の需要量(推計)と外部調達比率毎の必要購入総量

単位:億kWh

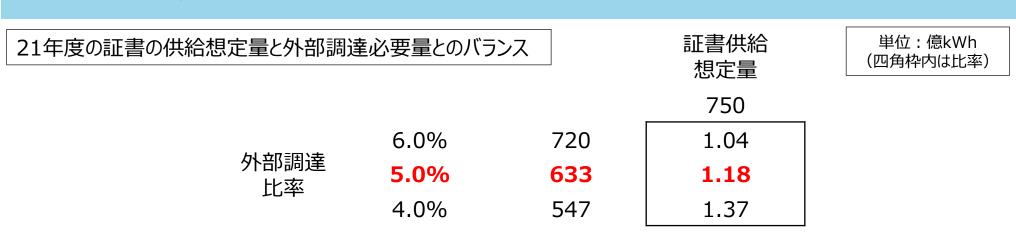
| | 外部調達比率に応じた購入必要量 | | | | | | |
|---------|-----------------|------|------|------|------|--|--|
| 需要想定量※4 | 8.0% | 7.0% | 6.0% | 5.0% | 4.0% | | |
| 約8,670 | 693 | 607 | 520 | 433 | 347 | | |

^{※2} 内部取引量の考え方ついては次ページを参照。※3 2020年度分の最新の買取実績より推計。

【参考】21年度の中間目標値における外部調達比率

第52回 制度検討作業部会 (2021年6月14日) 資料3より抜粋

- 他方、流動性がスポット市場対比低いと想定される本市場においては、少なくともスポット市場の平均的な需給バランス程度には需給バランスが確保されていることも合理的と考えられる。
- また、仮にリスクが顕在化した際にも一定程度の需給について供給に余裕を持たせることは、市場参加者のリスクセンチメント(市場心理)を和らげる効果もあると考えられる。
- これら他市場の需給バランスの直近数年間の状況や価格面での抑制措置、さらに大幅な市場の変更等の対応策、また電源側とのバランスを鑑み、21年度については<u>5%</u>を外部調達比率として設定してはどうか。
- なお、高度化法における中間目標については、2030年に向け段階的に需給をバランスさせることになるため、第1フェーズにおいても22年度の外部調達比率については、相応の引き上げを行うことが基本となる点は留意が必要。



[※]表内の数値は証書供給想定量÷外部調達必要量。1を超えていると供給>需要。

^{※20}年度の外部調達必要量と購入実績量との差(21年度以降で調達必要)は約200億kWh程度と推計。

【参考】内部取引量の算定の考え方

- 非化石証書の内部取引量については、以下の方法で算定。
- ◆ **GF設定対象外**の場合:14.21%

2018年度の全国平均非化石電源比率(22.84%)-激変緩和量(8.63%)

◆ **GF設定対象**の場合 : X < 14.21%

2018年度の各事業者の非化石電源比率 - 激変緩和量(8.63%)

上記数値に対して掛け合わせる数量については、2022年度の供給計画における小売側の販売電力量(送電端)より試算。

非FIT証書の需給量の試算値

● 今回の利用したデータや前提に基づいて証書の供給量を試算すると、市場や相対に供出されうる証書量は**約775億kWh**と考えられる。

証書供給量 (推計)

単位:億kWh

| 証書供給想定量※1 (A) | Aより内部取引量 (推計) 反映後 (B)※2 | FIT想定量 (C)※3 | 証書供出量 (D=B-C) |
|------------------|-------------------------------|-----------------|------------------|
| 約2,500 | 約1,885 | 約1,110 | <u>約775</u> |

- ※1 直近の2021年度供給計画取りまとめを利用。
- ※2 内部取引量の考え方ついては前掲を参照。
- ※3 2021年度の4-6月買取実績と20年度の同期間の買取実績の増減率を基に、21年度の年間買取実績を推計。

2022年度の需要想定量と外部購入率

単位:億kWh

| 2021供計の 2022年度需要想定量※1 | 外部調達比率に応じた購入必要量 | | | | | |
|--------------------------|-----------------|------|------|------|--|--|
| | 9.0% | 8.0% | 7.0% | 6.0% | | |
| 約8,700 | 783 | 696 | 609 | 522 | | |

2022年度での需給のバランスの検証結果

- 前頁の証書の供給量と需要量のバランスを検証を行った結果は以下の通り。
- 証書供給量約775億kWhに対し、外部調達比率を6%-9%と仮定すると、2022年度においての証書の需給バランス(比率)は大凡1~1.5程度となる。

証書の需給バランス検証

| | | | 証書供給量 | |
|--------------------|------|-----|-------|--|
| | | | 775 | |
| | 9.0% | 783 | 0.99 | |
| 外部調達 購入率 (%) | 8.0% | 696 | 1.11 | |
| | 7.0% | 609 | 1.27 | |
| | 6.0% | 522 | 1.48 | |
| | | | | |

(補足) 証書供出量(供給)と外部調達購入率(需要)によるマトリクス表。表内の数値は供給量÷需要量。 1を超えている場合は供給>需要となる。

単位:億kWh

検証を踏まえた2022年度の外部調達比率の検討の方向性

- 今回活用したデータおよび前提に基づく2022年度の非FIT非化石電源からの証書量は、内部取引量およびFIT想定量を控除すると、約775億kWhとなった。なお、この量は市場および相対取引を合わせた推計値。
- 他方、需要側においては、その目標の達成に対する評価が3ヵ年の平均であることから、 対象事業者毎に目標に対する達成の取り組み状況は異なると考えられる。
- 従い、今回の外部調達比率についてより検討を深めるために、2021年度の報告対象事業者における現在の証書の調達状況や、今後の調達見込みを含めた取引の実態などを把握するためのアンケートを実施することにしてはどうか。
- その上で、2022年度の目標における外部調達比率を検討するにあたっては、2021年度との需要の平準化を図る観点から、これまでの未調達分は最大限2021年度に調達されることを基本として、2022年度の需要を想定することとしてはどうか。

【参考】高度化法義務達成市場における約定結果について

● 11月24日~25日にかけて、2021年度第2回の高度化法義務達成市場の取引結果が公表。結果は以下の通りとなった。

● 再工ネ指定:約定価格 <u>0.6円</u>/kWh / 約定量 約<u>18億kWh</u>

● 指定なし : 約定価格 **0.6円**/kWh / 約定量 約**31億kWh**

| 項目 | | 非FIT非化石証書 再エネ指定なし | | | | | 非F | IT非化石詞 再エネ指定 | | |
|---------------------------|---------------|----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|---------------|---------------------|
| オークション回 | 第2回 (2020) | 第3回 (2020) | 第4回 (2020) | 第1回 (2021) | 第2回 (2021) | 第2回 (2020) | 第3回 (2020) | 第4回 (2020) | 第1回 (2021) | 第2回 (2021) |
| 約定処理日 (価格決定日) | 11月10日 | 2月9日 | 5月12日 | 8月26日 | 11月24日 | 11月11日 | 2月10日 | 5月13日 | 8月27日 | 11月25日 |
| 約定価格 (円/kWh) | 1.1 | 1.2 | 1.0 | 0.7 | 0.6 | 1.2 | 1.2 | 0.9 | 0.6 | 0.6 |
| 約定量 (百万kWh) | 1,247 | 805 | 3,064 | 416 | 3,130 | 631 | 10,570 | 2,276 | 1,744 | 1,846 |
| 市場における 売入札量 (百万kWh) | 8,707 | 1,910 | 3,064 | 5,081 | 10,063 | 4,282 | 11,273 | 3,518 | 3,771 | 11,480 |
| 市場における 買入札量 (百万kWh) | 24,148 | 13,177 | 9,269 | 3,912 | 3,130 | 7,746 | 15,890 | 6,666 | 3,935 | 1,846 1 : |

- 1. 2022年度の中間目標値の考え方について
- 2. 第一フェーズにおける中間目標の評価方法について
- 3. 中間評価における共同達成について

第一フェーズの中間目標における評価方法について

- 2020年度より導入が開始されている第一フェーズ(2020年度~2022年度)の中間目標については、これまで3カ年の平均による実績と目標値を比較し評価する点は整理されているが、評価の具体的な方法については検討課題である状況。
- 本年6月の第52回の本作業部会においては、本制度全体の見直しにおいても、当該フェーズにおける評価については、これまで同様の3カ年平均による評価で行うことについてはお示しした。
- 今回は、その具体的な評価の仕方についてご議論を頂きたい。

【参考】中間目標に関する評価の手法

- 2020年度から高度化法に基づく中間目標値が導入され、2022年度までの3年間 (第1フェーズ)で各小売事業者の取組について評価を行うこととされた。
- 第1フェーズにおける中間目標の評価については、本作業部会の第2次中間取りまとめ において、以下のとおりとされている。
 - 各事業者の2022年度の非化石電源比率の実績が報告される2023年7月以降に2020年度~2022年度の非化石電源比率について中間評価を行う。
 - ▶ 3年間の目標値の平均値と、対象事業者の3年間の非化石電源比率の実績値の 平均を比較し評価することとする。
- 現在、制度全般の見直しを進める中で、2021年度からFIT証書分を控除した上で中間目標値を定めることとしており、証書の価格水準も変わり得るため、年度間の公平性を確保する観点から、2020年度と2021・22年度で評価方法を変えることも考えられる。
- 他方、制度変更の有無にかかわらず、第一フェーズの3年間を通じてどのように中間目標を達成するかは各事業者の判断に委ねられており、例えば、年度により達成率の評価を変えるなどの評価方法の徒な複雑化は避けるべきであることから、引き続き、3年間の平均を基本として評価の具体策の検討を進めることとしてはどうか。

第一フェーズにおける中間目標の評価を行う際の基本的考え方①

- 第一フェーズの中間目標の具体的な評価を検討するにあたっては、まず現行の高度化 法関連における内容を整理したうえで、検討を進めることが適切と考えられる。
- 現行の高度化法においては、経産大臣は、特定エネルギー供給事業者(以下、報告対象事業者)による非化石エネルギー源の利用の適切かつ有効な実施を図るため、判断を基準となるべき事項を定め(以下、判断基準)、非化石エネルギー源の利用の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指導および助言を行うことができるとしている。(判断基準において中間目標の記載あり。)
- また、報告対象事業者において、非化石エネルギー源の利用の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、経産大臣は当該報告対象事業者に対し、判断の根拠を示し、非化石エネルギー源の利用に関し必要な措置をとるべき旨の動告をすることができる、としている。
- さらに、そうした勧告を受けた報告対象事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴取し、当該報告対象事業者に対し、その**勧告に係る措置をとるべきことを命ずる**ことができる。
- なお、命令に違反した場合には**百万円以下の罰金**に処するとしている。

第一フェーズにおける中間目標の評価を行う際の基本的考え方②

- 前頁の通り、高度化法においては指導・助言から罰則までの規定がある。
- これまでの本作業部会における制度設計の議論においては、第二次中間とりまとめにも 記載の通り、第一フェーズの中間評価では、報告対象事業者の3ヵ年の非化石電源比 率の実績値の平均が、目標値の平均を上回っている場合においては、指導勧告の対象 とならない、と整理している。
- この点を踏まえれば、評価方法における内容を検討すべき事象は、報告対象事業者の 3ヵ年における実績値の平均が、目標値の平均よりも下回っている場合と考えられる。
- 上記のように目標値の実績が平均を下回っている場合について、指導・助言や、勧告などの対象にもなりうるが、加えて、**具体的にどのような措置が考えられるか。**(例えば事業者名の公表等)
- なお、今回の第一フェーズにおける3カ年平均の評価については、その具体的な平均の手法について事業者より問い合わせが複数あった。平均値の算定においては、その算定方法の簡潔さ、明確さの観点から3カ年の目標値(%)の単純平均としてはどうか。
- また、2021年度以降で報告対象となった事業者については、その対象となった年度からの評価としてはどうか。(2021年度から対象となれば2年間、2022年度から対象の場合は単年度での評価。)

【参考】エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(法律第七十二号))

(特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項)

第五条 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の適切かつ有効な実施を図るため、特定エネルギー供給事業者が行う事業ごとに、非化石エネルギー源の利用の目標及び次に掲げる事項に関し、特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。(以下略)

(指導及び助言)

第六条 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の適確な実施を確保する ため必要があると認めるときは、特定エネルギー供給事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき 事項を勘案して、非化石エネルギー源の利用について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

- 第八条 経済産業大臣は、前条第一項に規定する特定エネルギー供給事業者の非化石エネルギー源の利用の状況 が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定エネルギー供給事業者に対し、その判断の根拠を示して、非化石エネルギー源の利用に関し必要な措置をとるべき 旨の勧告をすることができる。
- 2 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定エネルギー供給事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、**総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該特定エネルギー供給事業者に対し、** その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第六章 罰則

第十九条 第八条第二項又は第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

【参考】第二次中間とりまとめにおける中間目標の評価について

2019年7月 第二次中間とりまとめ P29,30より一部抜粋

中間評価の頻度については、非化石電源の稼働率の変化等による非化石証書の供給量の変動に対して、ある程度小売電気事業者が柔軟に対応できるよう、複数年度の平均値で評価することとする。

具体的には、3年間の目標値の平均値と、対象事業者の3年間の非化石電源比率の実績値の平均を比較し評価することとする。(3年間の非化石電源比率の実績値の平均が目標値の平均を上回っている場合においては、指導勧告の対象とならない。)

第1フェーズの終了時期を2022年度末とする場合、現時点(2019年3月)から約4年後となるため、評価については2023年度に行うこととする。その場合、第2フェーズの在り方を議論するため、第1フェーズの中途において、各事業者の目標値と実績値を確認することとする。

- 1. 2022年度の中間目標値の考え方について
- 2. 第一フェーズにおける中間目標の評価方法について
- 3. 中間評価における共同達成について

中間評価における共同の達成について

- これまでの本作業部会においては、中間目標においてグループによる達成のあり方などに ついて検討を求めるご意見をいただいてきた。
- 今回、第一フェーズの最終年度の目標値を検討するにあわせ、高度化法においても記載のある共同による達成について、具体的にその取組の範囲や達成方法の内容を提示させていただき、ご議論いただきたい。

第44回 制度検討作業部会(2020年11月27日)におけるご意見の一部を抜粋

グループで達成可能という説明になっていたと思うんですけれども、その意味合いがどういうことなのか。極端な話でいいますと、複数の小売電気事業者を抱えている会社が、代表1社1年で3年分の非化石証書を大量に調達するというようなことが許されるのかどうか。こういうことをなるべく早い段階で整理が必要なのかなというふうに考えております。

第51回 制度検討作業部会(2021年5月26日)におけるご意見の一部を抜粋

中間目標値の議論において、3カ年の評価方法の詳細、例えば平均の取り方とかグループ達成の在り方とか、こういったものもこれを考えていく上の議論の基本になると思いますので、こちらをぜひ早期に詳細を詰めていただければありがたいです。

高度化法における共同達成について①

 2015年11月の電力基本政策小委では、高度化法の見直しにおける議論の中で、非 化石電源比率の目標の達成に関して、事業者の共同での目標達成についても認めるこ ととしている。

エネルギー供給構造高度化法の見直しの方向性

第2回 電力基本政策小委員会 (2015年11月18日) 資料6より抜粋

- 高度化法の基本方針の見直しに当たっては、エネルギー基本計画の改定を踏まえた改訂を行うこととし、また、小売電気事業者(エネルギー供給事業者)の判断基準における非化石電源比率の目標については、長期エネルギー需給見通しを踏まえ「2030年における非化石電源比率を原則44%以上」※3とすることとしてはどうか。
 - ※別途、省エネ法 $_{*4}$ に基づき、発電段階において、エネルギーミックスと整合的な火力発電全体の発電効率を達成することができた場合に、結果として、2030年時点での排出係数が0.37kg-CO2/kWh相当となる。
- ただし、非化石電源比率の現状を踏まえれば、エネルギーミックスの目標はかなり野心的なものであり、目標の達成が単独では困難な事業者も存在する。また、本目標は個社ではなく電力事業全体で達成すれば良いものであるため、共同での目標達成も認めることとしてはどうか(なお、電力枠組みでも共同達成が想定されている【参考】)。
- 本目標の達成を容易にするにはFIT電源やネガワット取引等の市場制度設計が必要。非 化石電源目標の達成に資するよう、国として行うべき環境整備(原子力に係る事業環境 整備のほか、技術開発や、卸電力取引の活性化など)についても検討すべきではないか。
 - ※3 (再生可能エネルギー:22%~24%)+(原子力:22~20%)=44%
 - ※4 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 火力発電に係る判断基準ワーキンググループにて検討。P6参照。

【参考】「電気事業における低炭素社会実行計画」について

- ○平成27年7月、電気事業連合会10社、電源開発(株)、日本原子力発電(株)、特定規模電気事業社有志23社により、「電気事業における低炭素社会実行計画」(電力の自主枠組み)が発表された。
- ○本枠組みでは、2030年時点で排出係数0.37kg-CO2/kWh程度を目指すこととなっており、エネルギーミックスと整合的なものである。また、販売電力量ベースで99%超をカバーしており、「目標は電気事業全体で目指すものであり、地球温暖化対策の実施状況を毎年フォローアップし、結果等を翌年度以降の取り組みに反映すること(PDCAサイクルの推進)により、目標達成の確度を高めていく。」とされている。
- ○現在、枠組み達成の確度を高めるための具体的な仕組みやルール作りが行われている。

21

高度化法の判断基準における共同達成について②

- 2016年2月の電力基本政策小委においては、高度化法の告示である基本方針および 判断基準の内容を再整理しており、共同達成についても議論。
- 共同達成の方法については、**事業者の取組状況等を勘案し、必要に応じて指針に盛り** 込むことを検討していく、とされている。また、目標達成に向けた共同の達成について評価 に反映することを希望する場合、その取り組みについて書類で提出することを想定。

判断基準の規定内容 ①

第4回 電力基本政策小委員会 (2016年2月9日) 資料5より抜粋

非化石エネルギー源の利用の目標

- 小売電気事業者等は、平成42年度において、非化石電源の比率を44%以上とすることを目標とする。目標の達成に当たっては、共同による達成を妨げない。
- 既に44%の目標を達成した事業者であっても、非化石電源の比率のさらなる向上への努力を求める。
- 合理的な理由がある場合を除き、目標達成に向けた取り組みが進んでいない場合は、国全体としての 目標の到達の程度を勘案しつつ、事業者に対する指導や助言を行う。

その他

第4回 電力基本政策小委員会 (2016年2月9日) 資料5より抜粋

共同達成について

- 共同達成の方法は、電気事業者の自主性を尊重する観点から、当面、国として具体的な類型は示さないが、今後の事業者の取組状況等を勘案し、必要に応じて指針に盛り込むことを検討していく。
- 各事業者の取組状況の評価に関して、目標達成に向けた取組を共同で行っていることを評価に反映することを希望する事業者は、当該取組を行っていることを示す書類を提出することを想定。

【参考】非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準 (経済産業省告示 第79号)

非化石エネルギー源の利用の目標

① 電気事業者は、令和12年度における非化石電源比率を44%以上(略)を達成した電気事業者であっても、非化石電源比率の更なる向上への努力を求める。ただし、沖縄県及び離島(沖縄県に属するものを除く。)の需要に応じ電気を供給する場合等において、平成29年度の供給計画(電気事業法第29条に規定する供給計画をいう。以下同じ。)を踏まえ、この目標の達成が合理的に不可能と認められる電気事業者については、平成29年度の供給計画における最終年度の非化石電源比率以上の比率を目標値として定めることができる。なお、本目標の達成に当たっては、共同による達成を妨げない。

2、3略

④ 非化石電源比率目標の達成の確度を高めるため、国は、毎年度、電気事業者(①において規定する非化石電源比率目標の達成が合理的に不可能と認められる電気事業者を除く。以下この④において同じ。)ごとに到達すべき非化石電源比率(以下「中間目標値」という。)を次の算式により定め、これを各電気事業者に通知し、**電気事業者(複数の電気事業者で取組を行っている場合にあっては、当該複数の電気事業者)ごとに、中間目標値の達成状況及び中間目標値への取組状況についての評価(以下「中間評価」という。)を行うものとする。**

共同の達成を検討する際の視点

- 共同の達成を検討する上では、高度化法の対象事業者は各社毎に中間目標が定められ、目標の達成にむけ各自が取り組むことが求められている中であり、その趣旨を著しく 妨げることがないようにすることが大前提。
- 例えば、共同の達成の行為や範囲をいたずらに広く認めることで、事業者自身が自社の 目標の達成に取り組む努力を避ける事態を引き起こしかねないおそれが考えられる。
- 従い、上記の前提を踏まえたうえで第一フェーズ(2020年~2022年)の中間目標における共同の達成を導入する場合、以下のような観点を検討する必要があると考えられる。

1. 共同達成の範囲

共同の達成の取り組む範囲をどこまで許容するか。

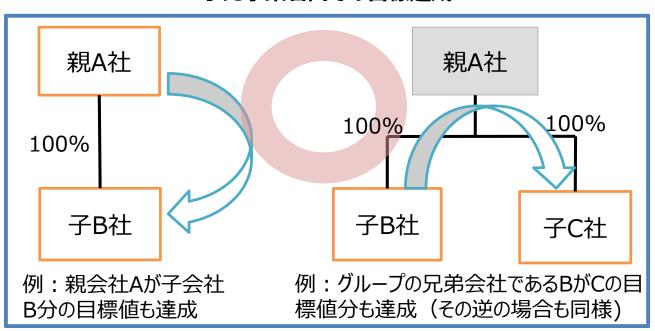
2. 共同達成の具体的な方法

共同達成の方法をどのようにすべきか。

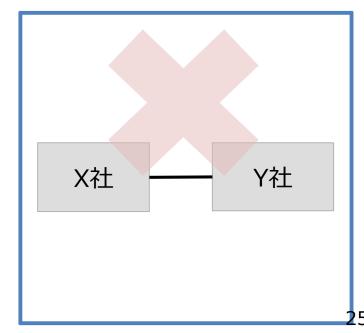
共同の達成の範囲(案)

- 目標値の共同達成の範囲については、取り組まれるケースとして以下が考えられる。
- 1. 資本関係を有する同一グループ内の報告対象事業者間での取り組み
- 2. 資本関係を有さない報告対象事業者間での取り組み
- 前頁に記載のとおり、中間目標の趣旨を妨げない点を踏まえれば、少なくとも資本関係を有する事業者間の取り組みに限定し、さらにその資本関係についても、親会社が100%出資をする事業者であることを条件としてはどうか。

資本関係を有する同一グループ内の 小売事業者間での目標達成

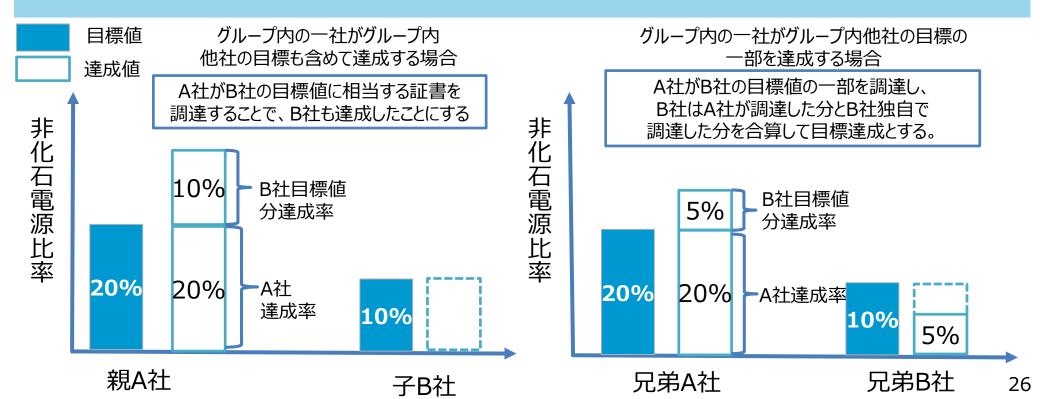


資本関係を有さない 小売事業者間での目標達成



共同の達成の方法(案)

- 具体的な共同の達成の方法については、親会社が100%出資する事業者間での取り組みの場合、各社の目標値に対する証書の調達量を、一方(3社以上の場合は一社)が、グループ内他社分の目標値相当の証書量を調達することで、共同の達成がなされたとしてはどうか。なお、他社分の目標値相当の証書を調達する量は、その他社の販売電力量に応じた調達量となる。
- <u>また、共同の達成の際、一つの事業者が超過達成しても、グループ全体で見た場合未</u> <u>達であった際は、当該取り組みを行う事業者全体の共同責任としてはどうか</u>。なお、3ヵ年の各社の目標値に対する実績値の評価である点は変わらない。



共同達成を行う際に求めるエビデンスについて

共同達成の取り組みを行っている場合、達成計画の報告時に合わせてその取り組みの内容の根拠となる資料の提出を求めることとしてはどうか。

【参考】共同達成が可能である事業者

今回の共同の達成の範囲および方法が可能となる場合、2022年度の中間目標値の 対象事業者の内、以下の事業者が対象となる(対象63事業者の内15者)。

| | グループ及び企業名 | | | | | |
|----|--------------------|--------------------|--|--|--|--|
| 1 | / L.u.h.7 | エバーグリーン・リテイリング | | | | |
| 2 | イーレックス | エバーグリーン・マーケティング(株) | | | | |
| 3 | 出光興産 | 出光興産(株) | | | | |
| 4 | 山兀兴生 | 出光グリーンパワー(株) | | | | |
| 5 | | 関西電力(株) | | | | |
| 6 | 関西電力 | (株)オプテージ | | | | |
| 7 | | (株)関電エネルギーソリューション | | | | |
| 8 | ↓ ≠⊓ハ宀フ | 大和ハウス工業(株) | | | | |
| 9 | - 大和ハウス | エネサーブ(株) | | | | |
| 10 | ミツウロコ | ミツウロコグリーンエネルギー(株) | | | | |
| 11 | こり・フロコ | (株)ミツウロコヴェッセル | | | | |
| 12 | 東京電力 | 東京電力エナジーパートナー(株) | | | | |
| 13 | 米尔电力 | テプコカスタマーサービス(株) | | | | |
| 14 | 力 心電 力 | 九州電力(株) | | | | |
| 15 | 九州電力 | 九電みらいエナジー(株) | | | | |

28

※各社のHPや有価証券報告書より確認